

生徒指導に関する内容

1 生徒心得

本校は、120有余年にわたる輝かしき歴史と伝統を有し、本校に学ぶことに誇りを持ち、その行動において品位と規律を重んじ、かつ高い学歴を有する生徒を育成することを目的とする。

- (1) 生徒はその適性や進路に応じ、そのために必要な高い学力を得るために精進し、健康に留意して資質の向上に努める。
- (2) 生徒は、「高知県立高等学校学則」「高知県立中村高等学校生徒心得」「高知県立中村高等学校教務内規」その他の諸規程を厳守する。
- (3) 生徒は、その行動において、学校内外を問わず、勤勉で規律と品位を保ち本校生徒としての責任と自覚を常に有するものとする。
- (4) 本校の生徒は、「服装規程」その他の規程に従い、常に衣服を整え、容姿を端正にするものとする。

2 学 習

勤勉は生徒の本分であり、常にこの本分をわきまえて、意欲的に学習し、真理を求めてやまない自発的態度を身につける。

- (1) 生徒は、学校の定めた教育課程に従って、それぞれの類型に示されたすべての教科、科目を履修しなければならない。
- (2) 生徒は、学習を第一義と心得、知識や技能の修得にとどまらず、進んで教養を高め徳性を涵養し、社会の有為なる形成者であるよう努める。
- (3) 欠席、欠課、遅刻、早退はしないこと。やむを得ずした場合は、そのつど理由を明解にホーム主任に必ず届けること。
- (4) 始業合図とともに教室内に着席、又は指定された場所に集合する。
- (5) 自習は教室、又は指定された場所で静粛に行い廊下や校舎外に出ない。

3 健 康

心身ともに健康であることから人間相互の正常な関係が生まれる。常に安全に留意して、積極的に体力の増進を図り、感受性豊かな成長に努める。

4 服 装 と 礼 儀

- (1) 服装は服装規程により、端正、清潔であるようにつとめる。
- (2) 頭髮については、高校生らしい清潔で端正な髪型とする。
- (3) はつらつとした気風の中にも礼儀をわきまえ、なごやかで節度のある態度行動をとる。
- (4) 他人に迷惑や不快な感じを与えるような言動は謹む。
- (5) 礼儀作法、言葉づかいは正しく、生徒として品位を保つ。

5 校 内 外 生 活

相互の人格を尊重し、敬愛、親切、協調の心を持ち、公衆道徳をわきまえ、社会奉仕の精神を養い、節度を守り、時間を厳守する生活態度を確立する。

- (1) 規律を重んじ、校舎内では常に喧騒にわたらないよう秩序正しい学校生活をする。
- (2) 午前8時35分までに登校する。下校時間は冬季午後5時30分、夏季午後6時とする。
- (3) 登校時より放課後まで校外に出ない。
- (4) 持ち物には必ず記名し、盗難紛失に留意する。
- (5) 掲示及び配布物は生徒部の承認を受ける。
- (6) 校内外を問わず、本校生徒が集会等を立案計画し、開催する場合は、その旨生徒部に申し出て、その許可を得なければならない。
- (7) 校舎内外の清潔整頓は特に努力し、校内の美化、校庭の緑化につとめ環境を整える。
- (8) 校舎や校具設備を常に愛護し、破損・汚損などの行為は厳重に慎む。

6 交 友

高校生活の苦楽をともにし、不正は批判し合う真の友となることに心がけ、互いに励まし助け合う態度を身につけること。

- (1) 互いに信義を重んじ、励まし合って教養を深め、人格の向上につとめること。
- (2) 人間平等の精神にたつて、互いに人格を認め合い、その美点を学びあうこと。
- (3) 男女の交際は健全で明朗にし、他人の誤解を招かないようにつとめること。

7 禁 止 事 項

- (1) 法的にも道徳的にも飲酒（ノンアルコールビールも含む）、喫煙（喫煙に準ずる物
例 電子タバコ）、暴力、脅迫、窃盗、カンニング等はあるてはならない。
- (2) パチンコ店、喫茶店、カラオケボックス等、その他生徒として好ましくない場所に出入りしてはならない。
- (3) カラオケボックスへの出入りは、保護者等同伴が望ましい。
- (4) マージャン等、いっさいの賭博行為を禁止する。
- (5) ボーリング場については、午後7時までとし、7時以降は保護者等同伴とする。
- (6) 法によって所持を禁止されている物、又は凶器と目されている物を携行してはならない。
- (7) 多額の金銭、貴重品の携行は望ましくない。やむを得ないときは、登校と同時にホーム主任、又は生徒部に保管を依頼すること。
- (8) アルバイトについては長期休暇中を利用し、夜間（午後7時以降）は禁止し、立ち入り禁止場所でのアルバイトは、認めない。但し、家庭に経済的な理由等があり、保護者等からの申し出がある場合は夜間（午後7時以降）や立ち入り禁止場所を除いて認める場合がある。
- (9) 保護者等の許可なしに外泊することは、禁止する。
- (10) 不健全交遊はあるてはならない。
- (11) 男女もしくは女子だけの宿泊を伴う行事は、教員による引率、又は保護者等同伴とする。
- (12) 夜間外出は、夏場は午後9時30分、冬場は午後9時までとする。

8 諸届け並びに要許可事項

- (1) 緊急やむを得ない理由により外出するときは、ホーム主任を通じて生徒指導部に願い出て、外出許可証をつけること。
- (2) 異装を必要とするときは、ホーム主任を通じて生徒指導部に願い出て、異装許可証をつけること。
- (3) 持ち物の盗難、紛失があったときは、ホーム主任及び生徒指導部へ届け出ること。
- (4) 原付バイク通学を希望する生徒は、原付バイク通学規程に基づき、所定の手続きを経て、生徒指導部を通じて許可を得ること。
- (5) 自転車通学を希望する生徒は、所定の手続きにより、「自転車通学許可願」を生徒部指導部に提出しなければならない。
- (6) アルバイトを行う場合にはホーム主任を通じて生徒指導部に届けること。
- (7) 長期休業中にホーム、部活動又は、生徒間で、キャンプ、合宿等を実施する場合には、許可願いに必要事項を記入のうえ、生徒指導部に提出し許可を得て行うものとする。
- (8) 学生割引証を必要とする場合は、1週間前に所定の用紙に必要事項を記入のうえホーム主任を通じて申し出ること。
- (9) 下宿生、寮生は生徒指導部に届け出ること。
- (10) 8時35分のショートホームには登校しなければならない。
- (11) 緊急やむを得ない理由により早退するときは、ホーム主任の許可を得て「早退カード」を持ち帰宅すること。
- (12) 携帯電話の校内への持ち込みは、許可制とし、必ず「携帯電話持込許可願」を生徒指導部に提出すること。ただし、特別な場合を除いては校内での使用を禁止する。

9 服 装 規 程

頭髪、服装ともに端正、清潔であること。

(1) 男子頭髪

(2) 女子頭髪等

頭髪の長さ	男女ともに前髪は目にかからない	ヘアピン	黒・紺・茶色のゴム、スチール製とし、装飾された物は禁止
-------	-----------------	------	-----------------------------

(3) 制服規定（男女共通）

・ 次の①又は②の選択制とする。 ①男子は学生服、女子はセーラー服 ②男女とも県立中学校と同じブレザー型の上着でスボン又はスカート ・ 高校入学後に新たにブレザーを購入する場合は、高校のエンブレムの付いたブレザーを購入すること ・ 県立中村中学校からの内進生は、中学校のブレザー・ズボン又はスカートの着用も可とする

(4) 学生服・セーラー服の規定

男子冬服上着	・ 標準型黒色学生服 ・ 日被連のマーク入りランドカラー ・ ボタンは本校校章入り ・ 右襟に校章バッジ、左襟にホーム章 ・ センターベント・サイドベント・長ラン短ランその他の標準型以外は禁止	女子冬服上着	・ 本校指定の濃紺色セーラー ・ ジャバラ白線3本、襟角は交差、袖口と胸ポケット上方に白線3本 ・ 胸ポケットに校章バッジ、ホーム章 ・ ネクタイは白 ・ 上着の丈はウエストラインより5cm程度長いこと
男子夏服規程	・ 本校指定の校章入り白色カッターシャツ ・ 胸にホーム章 ・ ボタンダウン・開襟シャツ等その他本校の指定以外は禁止	女子夏服規程	・ 学校指定の白色長袖又は半袖セーラー ・ ジャバラ白線3本、襟角は交差、袖口と胸ポケット上方に白線3本 ・ 胸ポケットに校章バッジ・ホーム章 ・ ネクタイは紺 ・ 上着の丈はウエストラインより5cm程度長いこと
ズボン	・ 標準型黒色ストレート ・ タックは1タック ・ ベルトは黒又は茶色で幅3cm程度 ・ サスペンダーは禁止 ・ スリム・ボンタン・バギー・ラッパは禁止 ・ ズボンのウエストは腰骨の上の位置で着用	スカート	・ 学校指定の濃紺色のヒダスカート ・ ヒダ数は24本程度 ・ スカート丈は膝の中心から上下5cmまでの間とし、ウエスト部分を折り曲げて短くして着用しないこと

(5) ブレザー型制服の規定

男子冬服上着	・本校指定のブレザー ・本校指定の長袖白色カッターシャツ ・本校指定のネクタイ ・本校指定のニットのベスト	女子冬服上着	・本校指定のブレザー ・本校指定の校章入り長袖白色ブラウス又は白色カッターシャツ ・本校指定のリボン又はネクタイ ・本校指定のニットのベスト
男子夏服規程	・本校指定の校章入り白色カッターシャツ ・胸にホーム章 ・ボタンダウン・開襟シャツ等その他本校の指定以外は禁止 ・ベストは各自の体調により脱着可	女子夏服規程	・本校指定の校章入り白色ブラウス又は白色カッターシャツ ・胸にホーム章 ・ボタンダウン・開襟シャツ等その他本校の指定以外は禁止 ・ベストは各自の体調により脱着可
ズボン	・本校指定のスラックス ・サスペンダーは禁止 ・ズボンのウエストは腰骨の上の位置で着用	ズボン・スカート	・本校指定のスカート又はスラックス ・スカート丈は膝の中心から上下5 c mまでの間とし、ウエスト部分を折り曲げて短くして着用しないこと ・サスペンダーは禁止

(6) 防寒着に関する規定

・本校指定のコート及びジャンパーと同色の黒・紺を基調とするもの。 ・マフラー、手袋は華美でないものとし、コートとジャンパーを含めて教室内での着用は禁止 ・ブレザーを着用する生徒は、ブレザーの下に本校指定のニットのセーターの着用可 ・セーラー服を着用する生徒は黒・紺色のカーデガン、Vネックセーターは校舎内でも着用可 ・女子のストッキング、タイツの色は本人の肌に近い色で無地とし、柄物は禁止
--

(7) その他

①ソックス ・白色とし、ワンポイント、ワンライン迄 ・ルーズソックス、くるぶしソックス等は禁止 ②ズボンのベルト ・黒又は茶色で幅3 c m程度 ③通学用靴 ・運動靴の色は白・黒・紺・茶を基調とし、革靴の色は黒・茶でスタンダードのもの ・かかとの高いものやハイカット類、ブーツ類は禁止 ④通学用鞆 ・標準型学生鞆、又は本校指定の校章入りリュック、弁当入れ袋
--

(8) 禁止事項

・パーマネントやカール、髪の変色・脱色、眉等の剃り込み、化粧、カラーリップ ・カラーコンタクト（黒も含む）を含むすべての装飾品 ・ゲーム機、マンガ、雑誌、遊具、菓子等、授業等に関係のないもの ・スマートウォッチを通信機と使用した場合は指導の対象とする。

10 自転車通学規程

- (1) 自転車通学生は、必ずホーム主任を通じて許可願いを生徒指導部に提出すること
- (2) 通学自転車は、点検を受け、学校指定の許可番号（ステッカー）を貼付すること
（後輪泥除け反射鏡の上又は下）
- (3) 盗難防止のため施錠し、盗難にあった場合は、直ちにホーム主任、生徒指導部まで連絡すること
- (4) 道路交通法を遵守すること
 - ① 片手運転の禁止
 - ② 傘差し運転の禁止
 - ③ 二人乗り禁止
 - ④ 反射鏡の取り付け
 - ⑤ 並列運転禁止
 - ⑥ 無灯火運転の禁止
 - ⑦ スマートフォン等を使用する等の“ながら運転”の禁止
- (5) 自転車は、学校の定められた各ホームの自転車置き場に整理整頓して置くこと
- (6) 自転車通学生は、重大事故から自らを守るため、ヘルメットを着用する等自転車の安全利用に努めること

11 原付バイク通学規程

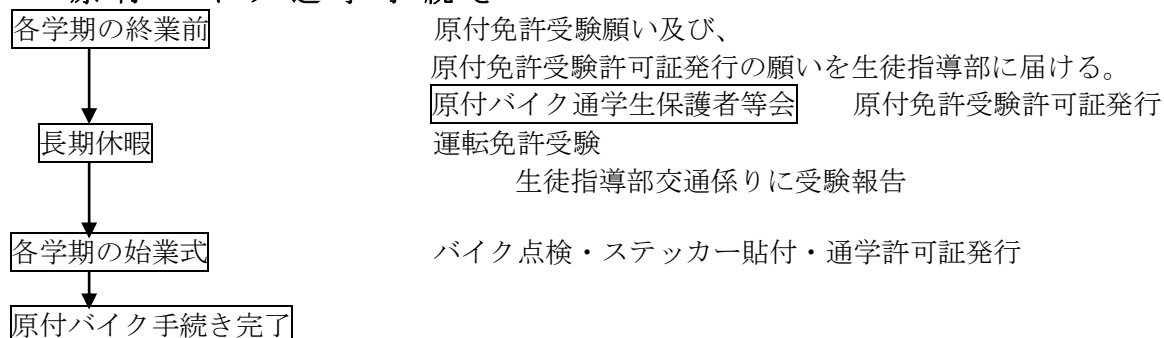
- (1) 原付バイクの使用は通学のみ許可し、取得免許の種類は「原付」とする。
- (2) 通学距離は5 km 以上 20km 以下であること。その他交通事情や経済的問題、日常生活や学習態度等を考慮する。
- (3) 使用する原付バイクの排気量は、50cc 以下のスクータータイプとする。
- (4) 運転免許取得は、長期休暇を利用して取得する。
- (5) 校長の許可なく取得したことが判明した場合は厳しい指導処置を行い、運転免許証は卒業まで学校預かりとする。

12 原付バイク使用規程

「交通法規」並びに学校の定める「厳守事項」を守り、交通違反や交通事故を起こさないよう注意する。

- (1) ヘルメットは、必ず着用する。（白のフルフェイス型、シールドは透明）
- (2) ヘルメットには校章、バイクの泥よけに通学許可番号をつける。
- (3) 原付バイクの貸借は、禁止する。
- (4) 原付バイクは、所定の場所に置く。
- (5) 原付バイク通学許可書は、運転免許証とともに携行する。
- (6) 違反、事故を犯した場合は、直ちに生徒指導部交通係まで届ける。
- (7) 原付バイクには、必ず保険をかける。

原付バイク通学手続き



13 四輪免許取得規程

普通自動車の運転免許の取得について

- (1) 自動車学校の入校手続きについては、最終学年の冬季休業中より認める。ただし、通学については、3学期の学校が認める期日からとする。
- (2) 特別な理由で卒業式後ただちに運転免許証が必要と認められる者には、9月より入校条件を満たしておれば、随時入校を認める。伊野免許センターの学科試験は、卒業後とする。
- (3) 校長の許可なく取得したことが判明した場合は、厳しい指導処置を行い、運転免許は、卒業時まで学校預かりとする。